

【計画運行回数を変更する根拠】

◎計画運行回数676回（現計画：変更前）×1.1（10％増加した場合）＝743回

→補助対象期間内で計画運行回数の743回を超える見込みがある場合、公共交通協議会での承認を得て計画運行回数の変更が必要となる。

R6.7月時点で719回の運行実績であり、昨年実績であるR5.8月、9月を当てはめた場合でも計画回数は743回を超えることが見込まれるため、計画運行回数を変更する。

◎吉和ほっとバス運行実績（R6.7月末時点）

※補助対象期間（R5.10月～R6.9月）

対象月	運行実績	対象月	運行実績（昨年）
R5.10月	94		—
R5.11月	70		—
R5.12月	70		—
R6.1月	73		—
R6.2月	73		—
R6.3月	63		—
R6.4月	65		—
R6.5月	60		—
R6.6月	71		—
R6.7月	80		—
R6.8月	—	R5.8月	67
R6.9月	—	R5.9月	76
合計	719	合計	143

862回（変更後：計画運行回数）